

## 【農林水産部】

### (農業の振興について)

- 1 大分県の農林水産業に大きな影響を与える、T P P 1 1 及び日欧 E P A からの脱退を政府に求めること。

### (回答)

国内市場が縮小する中、経済活性化のための自由貿易の拡大は避けがたいものと考えている。そういった中で、本県農林水産業が将来にわたって発展するためには、生産基盤を強化していくことが何よりも重要。このため、県では、令和2年12月に改訂した「総合的な T P P 等関連政策大綱」で示された国の対策等を積極的に活用し、継続的な発展にむけた構造改革に引き続き取り組んでいく。

- 2 国連は2019年から10年間を「家族農業の10年」として、飢餓と貧困をなくすために「小規模家族農業」への投資・支援を呼びかけ、同時に「小農の権利宣言」も採択された。県としての取組と課題の認識を明らかにし、家族農業者等への振興を図る具体的な支援を充実すること。

### (回答)

大分県の農業経営体に占める個人経営体(非法人の家族経営体)の割合は95.5%であり、農業経営体数で見ると個人経営体が主体となっている。

県は、「元気で豊かな農山漁村づくり」を基本施策の一つに掲げており、個人経営体の農業経営を共同化する集落営農組織の経営力強化や、生産部会員に対する技術指導等により、営農継続をしっかりと支援していく。

- 3 わが国の食料自給率は、45%を目指すと言いながら、いまだに38%である。世界の主流となりつつある「食料主権」の堅持を国に要求すると同時に、国・県ともに農林漁業予算を増額すること。また、大規模農業や施設型農業だけでは荒廃農地が増えるばかりである。里山の維持や小規模農業に対する支援をすること。

### (回答)

世界的な食糧需要の増加が進む中、食料自給率の向上については、まずはその基礎となる安定した生産基盤を確立することが大事である。

このため、県では、大分県農業総合戦略会議において取りまとめた県農業の再生に向けた行動宣言に基づき、生産者、農業団体と一体となって構造改革に取り組んでいる。

また、農業・農村の多面的機能を発揮するためには、中山間地の条件不利地域であっても、営農を継続できる環境づくりが重要である。このため、引き続き、日本型直接支払制

度等による共同活動への支援に加えて、地域農業経営サポート機構による営農支援や直売所の振興等に取り組んでいく。

- 4 依然として深刻な猪・鹿などの鳥獣被害対策について、防護柵設置にかかる補助金の拡充を行うこと。

(回答)

県では、野生鳥獣による農林水産物への被害対策として、「予防集落環境対策」「捕獲対策」「狩猟者確保対策」「獣肉利活用対策」の4つの対策を総合的に実施している。令和4年度の鳥獣被害額は1億5,000万円と前年度より約1,200万円減少し、平成以降最低となった。しかし、野生鳥獣による被害は依然として深刻な状況であることから、予防強化集落を設定し、防護柵を集中的・計画的に整備するとともに、防護柵設置にかかる経費については、国へ要望し予算の確保に努めていく。

- 5 国内消費に必要なない外国産米(MA米)について、当面国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施するよう国に求めること。

(回答)

ミニマムアクセス米(MA米)は、WTO協定に基づき、年間約77万トン輸入されている。その取り扱いについては、国が主導的に管理しており、国内加工実需者のニーズ等を踏まえた数量を一元的に輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応し難い加工や飼料への用途を中心に販売するほか、海外食糧援助に活用しており、国産米への影響は極めて低い状況である。

- 6 水田活用の直接支払い交付金見直しが行われようとしているが、現場からは反対する声が上がっている。国に対し見直しの中止を求めること。

(回答)

令和4年度から8年度の5年間に一度も水張りが行われていない農地は、9年度から水田活用直接支払い交付金の交付対象としないという見直しについて、国は、8年度まで引き続き、現場の課題・影響を把握・検証するとしている。

県では、見直しが開始された令和4年度から、地域農業再生協議会より現場の課題をとりまとめ国に報告している。今後とも現場の課題・影響について広く意見を収集し、国に繋げていくとともに、引き続き動向を注視していく。

- 7 基幹作物の稲作が、低米価の下で、生産費も償えない現状である。かつての戸別所得補償制度における「米の所得補償交付金」を復活させるよう、国に求めること。

(回答)

国は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の枠組の下で、需要に応じた米生産の取組を基本的な方針としている。長きに渡り米価の安定を図るためには、一部の生産者への所得補償ではなく、需要に応じた生産に取り組むとともに、経営の多角化など儲かる農業への取組も併せて推進する。

- 8 農林漁業事業者に対し、原油・物価高騰対策として、資材・飼料・燃料などの補助を行うこと。

(回答)

生産原価に占める燃料費の比率が高い施設園芸や漁業については、平成20年の燃油価格高騰等を背景に、生産者と国の積立による価格補填制度が創設されており、令和3年からの急激な燃油高騰に対しても、国は基金の積み増し等を行っている。

また、県では飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の経営安定化を図るため、価格安定制度に係る積立金への助成を行っている。

さらには、化石燃料や輸入飼料に頼らない生産体制への転換も重要であり、園芸ハウスへのヒートポンプや、燃費効率の良い船舶エンジンなど省エネ設備等の導入、耕畜連携による堆肥の有効活用、自給飼料の増産等を進めている。

今後も、国のセーフティネットの利用促進や省エネの取組等への支援により、農林水産業の足腰の強い経営体を育成していく。

- 9 被災時の施設整備の復旧に対し、自己負担がなくなるよう補助を行なうこと。

(回答)

施設災害における施設復旧やその後の運転資金については、実質無利子で施設復旧資金や長期運転資金を融通し、農林漁業経営の維持安定を図っている。

また、大規模災害時には、激甚指定等によって受益者の負担は大幅に軽減されるが、被災した農地、ハウス、農業用機械などは個人の財産であることから自己負担が残されている。自己負担のさらなる軽減については、住民により身近な市町村が、災害の様相や規模等を個別に勘案し、きめ細かに判断していくことが適切と考えている。

- 10 小規模農家を支援するため、米などの地元産農作物を県が買い取り、生活困窮世帯・学生・子ども食堂などへの生活支援や学校給食などに広く活用すること。

(回答)

国は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の枠組の下で、需要に応じた米生産への取組を基本的な方針としている。

また、災害等不測の事態に備えるための備蓄米を約100万トン買い入れており、学校給食や子ども食堂、子ども宅食等へ無償提供する取組を行っている。

1 1 宇佐市の農地耕作条件改善事業として実施されている宇佐の和気の未来農林カボス・ユズの植栽事業について。

①当初予算の11億6,800万円から14億6,252万円に増えた理由と根拠を科学的に示すこと。

(回答)

「南宇佐」地区については、平成31年度に7億1,800万円で事業採択後、農地造成工事を進めてきた結果、事業費の増額が必要となり、令和3年度に同地区における事業計画を変更し、9億3,300万円とした。

また、同じ令和3年度に「南宇佐2期」地区として、5億3,000万円で事業採択を受け、両地区の合計事業費が、14億6,300万円となったところである。

事業費の増については、南宇佐地区の計画変更に伴う2億1,500万円の増額分であり、主な増額理由としては、想定していた岩盤位置の変更により、岩掘削量約7万m<sup>3</sup>の増となり、計画掘削土量約24万m<sup>3</sup>のうち、約22万m<sup>3</sup>が岩掘削での施工となったためである。

なお、11億6,800万円については、事業計画策定時点での事業費である。

②当初受益者を未来電力と未来農林と回答していたが、後日、受益者は未来農林の末宗秀平社長と同社の専務の都留嘉治氏と訂正した。その経過と理由は何かを示すこと。

(回答)

当初、受益者については、受益範囲の地権者である、「未来電力」と「未来農林」の2者としていたが、受益者が農業生産法人の場合は、法人を構成する農業者となることから、未来農林の構成員である農業者としたところである。

③当初の計画書では南宇佐2期の受益者を2者としていたが、その後、国への事業採択申請書では4者となっているが、変更の理由と4者がだれを指すのか示すこと。

(回答)

平成30年度の当初計画策定時における受益者数は、農業生産法人を構成する農業者の人数は2者であったが、令和2年度における事業採択の段階では、営農計画書に記載されていた就労者（農作業員）の2者を含め4者を受益者として申請した。

事業採択要件上の受益者2者以上となっており、農業生産法人が受益者となる場合は、法人を構成する農業者となっていることから、現時点では、受益者を4者から2者としている。

④農地構造改善事業の予算書の中で「選挙区大分3区」と記載した理由と目的を何か。

(回答)

本資料は、国へ提出する資料の様式であることから、記載の目的について、国に確認したところ、明確な理由がないことから、今後は記載不要とのことである。

- ⑤国への事業申請書の計画書の中で、カボス・ゆずの植栽本数を 14100 本としているが、最新の植栽本数と今後の植栽計画について示すこと。

(回答)

カボス・ゆずの植栽事業で活用した果樹経営支援対策事業（国庫）は、県を經由していない。公益社団法人大分県園芸振興基金協会を經由した間接補助事業である。

※ 食糧自給率を向上させるため、フードロスをなくす取り組みをすすめること。廃棄される地元の農作物などを、全県規模で循環・還元させるためのシステムを構築すること。

(学校や子ども食堂、フードパントリーなど)

(一重下線については、農林水産部「農業の振興について」3にて回答。二重下線については、生活環境部にてフードドライブの取組として回答。)

(林業・再生可能エネルギー関係)

- 1 メガソーラー建設を巡り、大分県内でも住民とのトラブルが多発している。林地開発許可については、里山の自然を守り、災害を起こさないようにすることや、農業者等の生活権を守るという立場から、地域住民の同意を得ることを大前提とすること。

(回答)

森林法では、林地開発許可は、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」という、4つの要件を満たす場合には、許可しなければならないとされている。

しかしながら、林地開発は、森林が持つ様々な機能を保持した上で行うべきであり、可能な限り県民が納得する形で開発が行われるべきと考えている。

このため、平成 27 年に林地開発許可審査要領を改正し、地域住民との合意形成を確認事項に盛り込み、行政指導を行っているところである。

今後も、開発許可にあたっては、慎重な審査に併せて、審査要領に基づく地域との合意形成を粘り強く指導し、地域の安全・安心の確保に努める。

(災害対策)

(中津市)

- 1 8月17日の参議院災害対策特別委員会での本共産党の仁比聡平議員の質問に対して政府参考人（緒方和之氏）答弁は、「・・・また、補助残につきましては農家に負担を求めず地方公共団体が全てを負担することも可能であり、地方公共団体が補助残を負担する場合

には地方財政措置が適用され、地方公 共団体の実質的負担が低減されます。・・・」(議事録 35P 中段より、下線は当方)と、被災農家に負担を求めず、地方自治体が補助残を全て負担することも、可能であることに言及している。その可能性を被災市町村が現実のものにできるように、市町村に働きかけること。

(回答)

農地・農業用施設災害復旧事業については、激甚災害の指定に関わらず、市町村毎の被災農家 1 戸当たりの復旧事業費を算出したうえで、国庫補助率のかさ上げが行われることとなっている。

なお、補助残の取扱いについては、基本的に市町村の財政状況や地域の実情等に応じて、市町村が判断し、負担割合が設定されているが、補助残に対する起債や地方交付税措置については、機会ある毎に市町村に対して説明している。

今後も、市町村がこれらの制度を有効に活用していくよう、引き続き働きかけを行っていく。

- 2 同時に、市町村が補助残全額を負担しても、市町村の実質負担が低減される補助制度の内容を徹底し、県下の被災農家の負担を統一する方向で働きかけること。そのための県の助成を拡大し、大分県下被災農家の負担「0」を実現すること。(現行の県下各市町村の災害復旧にかかる補助内容の資料～40 万円以下以上、農地、施設別で)

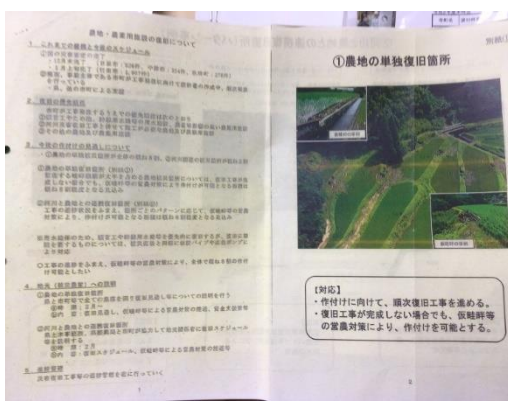
(回答)

農地・農業用施設災害復旧事業については、激甚災害の指定に関わらず、市町村毎の被災農家 1 戸当たりの復旧事業費を算出したうえで、国庫補助率のかさ上げが行われることとなっている。

なお、補助残の取扱いについては、基本的に市町村の財政状況や地域の実情等に応じて、市町村が判断し、負担割合が設定されているが、補助残に対する起債や地方交付税措置については、機会ある毎に市町村に対して説明している。

今後も、市町村がこれらの制度を有効に活用していくよう、引き続き働きかけを行っていく。

- 3 県が主導して、平成 24 年に実施したように (写真資料)、被災集落単位の復旧にかかる説明会の開催をすること。平成 24 年、29 年の災害対応に比して、被災者への説明が遅れているとの声が多い。



(回答)

基本的に災害復旧に係る地元説明会については、事業主体である市町村が行うものと考えるが、早急な復旧計画に高度な技術力を要する場合や大規模な復旧を行う場合などについては、市町村の要請に応じて、県も一緒になって対応していく。

- 4 稲作の採算性がないこと、高齢化、再三の被災であること、さらに地主と耕作者の間で分担金の負担合意ができないことにより、「復旧をしない。」という被災者が少なくない。とりわけ、中山間地域では今回の被災により、これまでの農政、地域政策の矛盾が表面化し、「復旧しない。」「そのままにしておく。」と言う声がある。県としても、現状をしっかりと把握し、中山間地域でも暮らし続けられるように、被災農家が復旧を断念しなくてもいいように、強力な支援を実施すること。

(回答)

農業者等の保全管理する区域内における小規模な災害復旧が交付対象となる中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度において、県は、市町村が実施主体へ交付する交付金の一部を支援しており、今後も必要となる予算の確保を図っていく。

なお、中山間地農業については、採算性のある収益構造への転換が必要であり、水田をはじめ農業の中心的な担い手として集落営農法人を位置づけており、法人の経営力強化を図るため、市町村とともに園芸品目の導入など経営の多角化や営農の効率化等を進め、中山間地域での農業の振興を図っていく。

(水産業振興・漁港管理)

- 1 魚価の低迷や海水温の上昇、海流の変化などで不漁になっている漁業者への魚価の補償、経営支援を行うこと。

(回答)

漁業収入安定対策として、資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填する漁業共済・積立ぷらすの制度の活用を促していく。